

商品が届かない！ネットでの買い物は慎重に

事例

草刈機をインターネットで探したら、半額で販売しているサイトを見つけたので申し込んだ。翌日、受注メールが届き、振込先口座が記載されていたので振り込んだ。振り込み確認後、1週間で届くはずが1カ月経っても届かない。その後、メールや申し込みフォームから催促をしても返信がない。サイトにも住所、電話番号は書かれていない。詐欺サイトだったのか。(飯豊町 70歳代 男性)



ひとつとアドバイス



- ネットで買い物したが、商品が届かない、連絡が取れないなど実体のない詐欺的なサイトで購入したことによるトラブルが多く見られます。ネットでの購入前には**事業者の所在地、電話番号**などを必ず確認しましょう。
- 商品が届く前に代金を支払ってしまうと、トラブルがあった場合に被害金を取り戻すことが難しくなります。**前払いによる購入**は十分注意しましょう。
- インターネット通販では、サイト内に事業者の名称、所在地等を表示しなければなりません。それらの**表示のないサイト**での買い物はやめましょう。

分からないことや不安なことがあったときは消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

い や や
1 8 8





生活安全情報

小国警察署刑事生活安全課から

最近、「訴訟が提起された」などの身に覚えのない架空請求はがきが届く事案が発生しています。はがきの内容は「料金の不払いにより契約不履行となった」「訴状が提出された」「連絡がない場合は裁判所の許可を受けて預金及び不動産の差押さえを執行する」などとなっています。問い合わせ先は、いかにも実在するような公的機関を騙っています。具体的には「法務省管轄国民訴訟管理センター」などが見受けられますが、類似の名前も使っていることから、このようなはがきが届いた場合は警察に相談してください。

最近、「訴訟が提起された」などの身に覚えのない架空請求はがきが届く事案が発生しています。はがきの内容は「料金の不払いにより契約不履行となった」「訴状が提出された」「連絡がない場合は裁判所の許可を受けて預金及び不動産の差押さえを執行する」などとなっています。問い合わせ先は、いかにも実在するような公的機関を騙っています。具体的には「法務省管轄国民訴訟管理センター」などが見受けられますが、類似の名前も使っていることから、このようなはがきが届いた場合は警察に相談してください。



夏休み小学生向け講座のお知らせ



講座名：「なつやすみキッズセミナー！～紙芝居を見て、貯金箱を作ろう～」

内容：「紙芝居」を見てお金について学ぼう！その後は、楽しい「貯金箱」づくり。持ち帰って「貯金」しよう！

日時：8月1日（水）11：00～12：00

場所：よねざわ市民ギャラリー（市立米沢図書館 ナセBA内）

対象：小学生とその保護者

定員：15組（申込先着順）

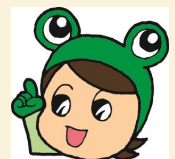
参加料：無料

お申込：山形県くらし安心課 023-630-3101

E-mail：yshohise@pref.yamagata.jp



遊びに来てね。待っています！



7月・8月の消費生活法律相談

7月12日（木）13:30～15:30

8月9日（木）13:30～15:30

* 弁護士が無料でアドバイス（30分）

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

（置賜総合支庁1階）

電話：0238（24）0999

FAX：0238（26）6072